各都道府県・政令市住宅主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課 住環境整備室長

耐用年数を経過した改良住宅の処分について

改良住宅の処分については、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、公営住宅法第44条の規定を準用することとされております。

本制度については、平成26年7月までの地方分権改革に関する提案募集に対する「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、「耐用年数を経過した改良住宅の処分については、法29条1項において準用する公営住宅法(昭26法193)44条3項の規定により改良住宅の用途を廃止した上で、地方公共団体の判断により譲渡を行うことが可能であることを、地方公共団体に通知する。」とされたところです。

以上を踏まえ、耐用年数を経過した改良住宅の処分に関し、法第29条第1項の規定に基づき準用する公営住宅法第44条第3項の適用について下記のとおり通知いたします。

なお、貴管内事業主体(政令市を除く。)に対しても、周知頂きますようお願いいたします。

記

法第29条第1項の規定に基づき準用する公営住宅法第44条第3項の規定により、 耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間(以下「耐用年数」という。)を経過し た場合の改良住宅の用途廃止については国土交通大臣の承認を要件としていない。

すなわち、地方公共団体が耐用年数を経過した改良住宅について法第29条第1項の規定に基づき準用する公営住宅法第44条第3項の規定に基づき用途廃止を行った上で、地方公共団体の判断により当該住宅を譲渡することは可能である。